

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住を促進し、人口の増加による活気に満ちあふれた地域社会を築くため、本市に移住し、定住しようとする者（以下「移住予定者」という。）が居住するための住宅（以下「移住住宅」という。）を確保するために要する経費に対し、予算の範囲内において、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 将来にわたって本市に5年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 移住 本市外の市区町村から本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに本市に生活の本拠を置くことをいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合の転入その他これらに類する転入を除く。
- (3) 空き家 佐伯市空き家バンク事業実施要綱（平成27年佐伯市告示第187号）第4条第2項の規定により登録された物件をいう。
- (4) 所有者等 移住住宅の所有者又は管理者（移住予定者と3親等以内の親族である者が、移住住宅を確保するために補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行い、当該移住住宅の所有者又は賃借人になる場合は、当該親族）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす移住予定者であって、補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を負担するもの
 - ア 住民基本台帳法の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、かつ、本市に生活の本拠を置いていない者又は移住から1年（研修・活動後に定住が見込まれるファーマーズスクール、地域おこし協力隊等の市長が別に認める研修・活動期間を除く。）を経過していない者
 - イ 本市への転入が、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合の転入その他これらに類する転入でないこと。
 - ウ 定住を誓約できる者
 - エ 世帯員全員が佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第

- 1号に規定する暴力団関係者（以下単に「暴力団関係者」という。）でないこと。
- オ 所有者等と3親等以内の親族でない者。ただし、3親等以内の親族である者が、移住住宅を確保するために補助対象事業を行い所有者等になる場合であって、移住予定者が当該移住住宅に居住することが明らかであるときは、この限りでない。
- カ 移住住宅（賃借する空き家に限る。）の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる者
- キ 補助対象事業が交付申請年度内に完了すること。
- ク 過去において、この告示による補助金を交付されたことのない者
- ケ 世帯員全員が本市及び移住前の住所地の市区町村において、納入すべき税を完納していること。
- コ 本市が補助対象事業を活用して移住した者に対して行う各種調査に協力すること。
- サ 移住後は、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活すること。
- シ その他市長が適当でないと認める者でないこと。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす所有者等であって、補助対象事業（引っ越しを除く。）に係る補助対象経費を負担するもの
- ア 前号（カからケまでを除く。）に掲げる要件を全て満たす移住予定者が居住するための住宅の所有者等
- イ 暴力団関係者でない者
- ウ 移住予定者と3親等以内の親族でない者。ただし、移住予定者と3親等以内の親族である者が、移住住宅を確保するために補助対象事業を行い所有者等になる場合であって、移住予定者が当該移住住宅に居住することが明らかであるときは、この限りでない。
- エ 移住住宅（賃借する空き家に限る。）の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる者
- オ 補助対象事業が交付申請年度内に完了すること。
- カ 過去において、この告示による補助金を交付されたことのない者
- キ 本市に納入すべき税を完納している者
- ク その他市長が適当でないと認める者でないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、移住住宅の建設、購入又は賃借に係る契約の締結の日から1年以内によろそ佐伯住まいるサ

ポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移住住宅の建設、購入又は賃借に係る契約書の写し
- (2) 申請をしようとする補助対象事業（家財処分、住宅改修及び引っ越しに限る。）に係る契約書又は見積書の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 移住住宅付近の見取図並びに移住住宅の配置図及び平面図
- (5) 移住住宅の立面図（建設をする場合に限る。）
- (6) 移住住宅の写真（購入又は賃借をする場合に限る。）
- (7) 移住予定者の住民票謄本（移住前の住所地が分かるもの）
- (8) 移住住宅（賃借する空き家に限る。）の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる書類
- (9) 交付申請時において本市及び移住前の住所地の市区町村に納入すべき税の完納証明書（移住予定者が属する世帯の世帯員全員分）。ただし、市長が認める場合は、その一部を省略することができる。
- (10) 所有者等が交付申請時において本市に納入すべき税の完納証明書（所有者等が申請者である場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定を受けた内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付変更・中止・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、変更の場合にあっては、当該変更に係る第5条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定内容を変更する場合はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、変更を承認しない場合はようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定変更不承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、移住予定者が移住住宅に居住し、転入の手続が完了したときは、

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住予定者の移住後の住民票謄本
- (2) 実績報告時において本市に納入すべき税の完納証明書（移住予定者が属する世帯の世帯員全員分）。ただし、市長が認める場合は、その一部を省略することができる。
- (3) 所有者等が実績報告時において本市に納入すべき税の完納証明書（所有者等が補助事業者である場合に限る。）
- (4) 補助対象事業に係る補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (5) 移住住宅の登記事項証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告は、交付申請年度内に行わなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、速やかにようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助対象事業を活用して移住した者（以下この号において「移住者」という。）のうち定住を誓約したものが、本市に転入した日から5年以内に、本市以外の市区町村に生活の本拠を置くこととなったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助事業者が所有者等（移住者と3親等以内の親族でない者に限る。）である場合
 - イ 移住者の属する世帯の生計を主として維持する者の死亡、重度の疾病、勤務先の倒産等により、世帯の経済的事情が著しく変化した場合
 - ウ 災害等により、移住住宅に居住することが困難となった場合
 - エ その他特別な事情があると市長が認める場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金返還命令書（様式第 12 号）により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 79 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（佐伯市空き家改修補助金交付要綱の廃止）

2 佐伯市空き家改修補助金交付要綱（平成 27 年佐伯市告示第 188 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の属する年度に申請を行う場合の第 3 条第 1 号ア及び第 2 号アの規定の適用については、同条第 1 号ア中「経過していない者」とあるのは、「経過していない者若しくは平成 27 年 4 月 1 日から同年 7 月 7 日までに移住をした者」とする。

（この告示の失効）

4 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第 5 条の規定による申請を行った者に対するこの告示の規定の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
仲介手数料	移住住宅の賃貸借契約又は売買契約に要する手数料（印紙代を除く。）	補助対象経費の額とし、その額が5万円を超える場合は、5万円とする。
家財処分	移住住宅（空き家に限る。）及びその敷地内に散在する家財等の撤去及び処分に要する費用	補助対象経費の額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。
住宅建設等	移住住宅の建設又は移住住宅（建売住宅に限る。）の購入に要する費用	補助対象経費の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限とする。 （1） 県外からの移住 50万円 （2） 県内からの移住 25万円
住宅購入	移住住宅（建売住宅を除く。）の購入に要する費用	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。
住宅改修	移住住宅の改修（空き家に係るものであって、当該空き家の賃借人又は買主が行うものに限る。）に要する費用	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。
引っ越し	移住住宅への引っ越しに要する費用	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が20万円を超える場合は、20万円とする。

備考

- 1 国又は他の地方公共団体等からこの告示による補助金以外の補助等がなされる場合は、その補助等がなされる部分の経費を補助対象経費から控除する。
- 2 補助金の額は、補助対象事業ごとのそれぞれの補助金の額を合算する。ただし、移住予定者が属する世帯に18歳以下の子ども（本市に移住する者に限る。）がいる場合は、合算した補助金の額に10万円（当該子どもが3人以上いる場合にあつては、15万円）を加算する。
- 3 空き家の購入及び改修を併用する場合において、当該購入及び改修のそれぞれの補助金の額の合計額（この表住宅建設・住宅購入の項補助金の額の欄ただし書に規

定する加算額を除く。)が100万円を超えるときは、100万円を限度額とする。この場合において、当該購入及び改修に係る申請者が異なる場合は、改修、購入の順により補助金の額を算定する。

様式第1号（第5条関係）

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付申請書

年 月 日

佐伯市長

様

住 所
申請者 氏 名 ㊞
電話番号

次のとおり、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付を受けたいので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

	補助対象事業	補助対象経費	申請額
1 交付申請額	<input type="checkbox"/> 仲介手数料	円	円
	<input type="checkbox"/> 家財処分	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅建設等	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅購入	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅改修	円	円
	<input type="checkbox"/> 引っ越し	円	円
	小 計①		円
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯加算②		円
	合 計 (①+②)		円
2 事業期間 (予定)	年 月 日 ~ 年 月 日		
3 添付書類	<input type="checkbox"/> 移住住宅の建設、購入又は賃借に係る契約書の写し		
	<input type="checkbox"/> 申請をしようとする補助対象事業（家財処分、住宅改修及び引っ越しに限る。）に係る契約書又は見積書の写し		
	<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号）		
	<input type="checkbox"/> 移住住宅付近の見取図並びに移住住宅の配置図及び平面図		
	<input type="checkbox"/> 移住住宅の立面図（建設をする場合に限る。）		
	<input type="checkbox"/> 移住住宅の写真（購入又は賃借をする場合に限る。）		
	<input type="checkbox"/> 移住予定者の住民票謄本（移住前の住所地が分かるもの）		
	<input type="checkbox"/> 移住住宅（賃借する空き家に限る。）の改修をする場合は、改修に対する賃貸人の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び造作買取請求権の放棄について確認ができる書類		
	<input type="checkbox"/> 交付申請時において本市及び移住前の住所地の市区町村に納入すべき税の完納証明書（移住予定者が属する世帯の世帯員全員分）		
	<input type="checkbox"/> 所有者等が交付申請時において本市に納入すべき税の完納証明書（所有者等が申請者である場合に限る。）		
<input type="checkbox"/> その他（ ）			

様式第2号（その1）（第5条関係）

（移住予定者が申請する場合に用いること。）

誓 約 書

年 月 日

佐伯市長

様

住 所

（移住予定者）

氏 名

印

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付申請に当たり、私の世帯の市税の納付状況に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

- 1 佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合の転入その他これらに類する転入ではありません。
- 2 定住（移住後、少なくとも5年以上佐伯市に生活の拠点を置くこと）をします。
- 3 世帯員全員が、佐伯市暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。

（4は、いずれかを削除すること。）

- 4 移住住宅の所有者等は、3親等以内の親族ではありません。
- 4 移住住宅を確保するため3親等以内の親族が補助対象事業を行い所有者等となりますが、当該移住住宅には私（世帯員を含む。）が居住します。
- 5 過去において、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付を受けたことはありません。
- 6 ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金を活用して移住した者に対して佐伯市が行う各種調査に協力します。
- 7 移住後は、佐伯市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。

8 この誓約事項に違反したとき、申請内容に事実と相違が認められるとき等、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第11条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、交付決定の全部又は一部の取消しを受けても異議はなく、佐伯市から受けた補助金を直ちに返還します。

様式第2号（その2）（第5条関係）

（所有者等が申請する場合に用いること。）

誓 約 書

年 月 日

佐伯市長

様

住 所

（所有者等）

氏 名

印

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付申請に当たり、私の市税の納付状況に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

- 1 佐伯市暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。
（2は、いずれかを削除すること。）
- 2 移住予定者は、3親等以内の親族ではありません。
- 2 移住予定者は、3親等以内の親族ですが、移住住宅には当該移住予定者（世帯員を含む。）が居住します。
- 3 過去において、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付を受けたことはありません。
- 4 この誓約事項（以下の移住予定者の誓約事項を含む。）に違反したとき、申請内容に事実と相違が認められるとき等、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第11条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、交付決定の全部又は一部の取消しを受けても異議はなく、佐伯市から受けた補助金を直ちに返還します。

年 月 日

佐伯市長

様

住 所

（移住予定者）

氏 名

印

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付を所有者等が申請するに当たり、私の世帯の市税の納付状況に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

- 1 佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合の転入その他これらに類する転入ではありません。
- 2 定住（移住後、少なくとも5年以上佐伯市に生活の拠点を置くこと）をします。
- 3 世帯員全員が、佐伯市暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 4 ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金を活用して移住した者に対して佐伯市が行う各種調査に協力します。
- 5 移住後は、佐伯市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金については、次のとおり交付の決定をしたので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

	補助対象事業	申請額	決定額
1 交付決定額	<input type="checkbox"/> 仲介手数料	円	円
	<input type="checkbox"/> 家財処分	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅建設等	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅購入	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅改修	円	円
	<input type="checkbox"/> 引っ越し	円	円
	小 計①	円	円
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯加算②	円	円
	合 計 (①+②)	円	円
2 交付の条件	(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備し、及び保管すること。 (3) 誓約した事項を遵守すること。 (4) 佐伯市補助金等交付規則、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱その他この補助金に係る規程の定めに従うこと。		
3 問合せ先	部	課	係
	担当者	電話番号	

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金については、下記の理由により交付の決定ができませんので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定できない理由

部 課 係
担当者
電話番号

様式第5号（第7条関係）

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付変更・中止・廃止申請書

年 月 日

佐伯市長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた内容を（変更・中止・廃止）したいので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 変更の内容（当該変更に係るようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第5条各号に掲げる書類を添付すること。）

3 中止の期間 年 月 日～ 年 月 日

4 廃止の期日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定したようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金については、次のとおり変更することに決定したので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

	補助対象事業	既交付決定額	交付決定変更額
1 交付決定変更額	<input type="checkbox"/> 仲介手数料	円	円
	<input type="checkbox"/> 家財処分	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅建設等	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅購入	円	円
	<input type="checkbox"/> 住宅改修	円	円
	<input type="checkbox"/> 引っ越し	円	円
	小 計①	円	円
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯加算②	円	円
	合 計 (①+②)	円	円
	2 問合せ先	部 課 係 担当者 電話番号	

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定変更不承認通知書

年 月 日付で申請があった、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金については、下記の理由により不承認とすることに決定しましたので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

部 課 係
担当者
電話番号

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定取消通知書

下記の理由により、 年 月 日付け 第 号による、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付決定を取り消したので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由

部 課 係
担当者
電話番号

様式第9号（第8条関係）

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金実績報告書

年 月 日

佐伯市長

様

住 所
報告者 氏 名 ⑨
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金に係る実績について、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額	円
2 添付書類	<input type="checkbox"/> 移住予定者の移住後の住民票謄本
	<input type="checkbox"/> 実績報告時において本市に納入すべき税の完納証明書（移住予定者が属する世帯の世帯員全員分）
	<input type="checkbox"/> 所有者等が実績報告時において本市に納入すべき税の完納証明書（所有者等が補助事業者である場合に限る。）
	<input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る補助対象経費を支払ったことを証明する書類
	<input type="checkbox"/> 移住住宅の登記事項証明書の写し
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第 10 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付について、下記のとおり額を確定したので、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

部 課 係
担当者
電話番号

様式第 11 号（第 10 条関係）

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付請求書

年 月 日

佐伯市長 様

住 所
請求者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった、ようこそ佐伯
住まいるサポート事業補助金 円を交付されるよう、ようこそ佐伯住まいる
サポート事業補助金交付要綱第 10 条の規定により請求します。

振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫	支店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名	

様式第 12 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

記

- 1 交付決定の取消額
交付決定額 円
今回取消額 円
- 2 取消しをする理由
- 3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基準）

部 課 係
担当者
電話番号

様式第 13 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により取り消した、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金について次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期日
- 3 返還方法

部 課 係
担当者
電話番号